

平成28年(ワ)第39438号 安保法制違憲・国家賠償請求事件(第2次)

原告 池田香代子ほか860名

被告 国

答 弁 書

平成29年3月3日

東京地方裁判所民事第1部合1係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参事官 保木本 正 樹 代

法務省訟務局民事訟務課

局 付 岸 田 二 郎 代

補佐官 西 尾 昭 彦 代

第一係長 宮 崎 繁 人 代

法務事務官 甲 田 憲 治 代

法務事務官 小 池 走 野 代

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 高橋宛て)

(電話 03-5213-1392)

(FAX 03-3515-7308)

部	付	若	林	美賀子	
部	付	田	辺	昌紀	
部	付	佐	藤	正利	
上席訟務官		久保	寺	勝	
訟務官		飯	出	元夫	
訟務官		高	橋	守	
訟務官		宮	尾	昌樹	
訟務官		塩	川	拓也	
訟務官		下	屋	和孝	

〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官	黒	木	康	介	
内閣事務官	小	宮	崇	史	

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員	佐	藤	伸	樹	
防衛部員	浅	沼		猛	
防衛部員	井	上		司	
防衛部員	加	藤	真	里	
防衛部員	早	川	浩	由	
防衛事務官	片	桐		一	
防衛事務官	牧	野	浩	士	
防衛事務官	小	倉		淳	

防衛事務官	松野	泰	光	
防衛事務官	蓮見	真	澄	
防衛事務官	楠	幸	大	

防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員	飯島	秀	俊	
防衛部員	松尾	友	彦	
防衛部員	林	太	郎	
防衛部員	森広	芳	光	
防衛部員	若林	賢	昭	
防衛事務官	篠木	智香	子	
防衛事務官	奥平		聡	
防衛事務官	豊馬	玄	徳	

防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員	遠藤	敦	志	
防衛部員	佐々木	智	則	
防衛部員	松村		茜	
防衛部員	安井	公	一	
防衛事務官	原	直	之	
防衛事務官	筒井		潤	

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否

本件の請求の原因は、御庁民事第1部に係属中の平成28年(ワ)第13525号安保法制違憲・国家賠償請求事件(以下「第1事件」という。)の請求の原因と共通である。

そこで、本件を第1事件に併合して審理していただくよう上申するとともに、併合されれば、第1事件に係る被告の答弁書第2の1ないし7(4ないし18ページ)における認否を援用する。

また、本件における請求の原因のうち、「【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容」(45ないし70ページ)については、原告らに国家賠償法上保護された権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

第3 平和安全法制の制定の経緯

第1事件に係る被告の答弁書第3(18及び19ページ)における主張を援用する。

第4 被告の主張

第1事件に係る被告の答弁書第4及び第5(19ないし26ページ)における主張を援用する。 以上